資料２

放送コンテンツの製作取引適正化に関する
ガイドライン改訂後の取組状況等

令和３年１月14日

事務局

改訂ガイドライン公表後の周知・啓発等に関する取組

改訂ガイドライン公表後（令和２年９月30日公表）、以下の取組を実施中。

１．ガイドライン遵守に関する助言文書の発出

●放送事業者等宛て、契約時における下請法・著作権法等の取り扱いを明確化するなど、**下請中小企業振興法第４条に基づく助言**として、**改訂ガイドラインの遵守を求める**等の文書を発出。

２．遵守徹底働きかけ・ガイドライン講習会の実施

●改訂ガイドラインについて、日本民間放送連盟をはじめとする放送事業者・団体等に対して、**総務省から個別に改訂ガイドライン遵守の働きかけ**を実施。

●**ガイドライン講習会**について、令和２年10月以降、**オンライン形式で定期的に開催**（総合通信局等から管内各事業者に対し参加呼びかけを行うことできめ細やかな講習を企画・実施）。

＜参考：総合通信局等所在都市（全国11ブロック）＞

札幌、仙台、東京、長野、金沢、名古屋、大阪、広島、松山、熊本、沖縄

３．相談窓口の活用

●ガイドライン遵守に関する法律相談や製作取引の個別具体的な問題については、日本弁護士連合会と連携して開設・現在運営中の**放送事業者・番組製作会社等が弁護士に相談できる専門窓口を活用。**

令和２年６月３日～令和３年2月26日まで相談受付中（令和２年度予算事業。令和元年度に引き続き実施）

＜総務省放送コンテンツ製作取引・法律相談ホットライン＞ https://hosocontents-tekitori.go.jp/

●上記２の**ガイドライン講習会と連携**して、**弁護士への無料法律相談会**を開催。

４．遵守状況調査

●ガイドライン改訂後、全国で**取引実態ヒアリング及び遵守状況調査を実施**

・**番組製作会社**から、**取引実態**（下請法上の書面交付、著作権の帰属の協議状況等）**に関するヒアリング**を実施。

・ヒアリングの結果等を踏まえ、**放送事業者**へ、**ガイドラインの遵守状況調査**を実施。

改訂ガイドライン遵守の呼びかけ：下請中小企業振興法第４条に基づく助言

「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」（第７版）公表後、下請中小企業振興法第４条に基づく助言として、**総務大臣から放送事業者等合計557社の各代表に対し、本ガイドライン遵守の徹底を呼びかける文書（令和２年10月12日付）を発出済。**

（参考法令）

○　下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）（抄）

（振興基準）

第3条　経済産業大臣は、下請中小企業の振興を図るため下請事業者及び親事業者のよるべき一般的な基準（以下「振興基準」という。）を定めなければならない。

2～4　（略）

（指導及び助言）

第4条　主務大臣は、下請中小企業の振興を図るため必要があると認めるときは、下請事業者又は親事業者に対し、振興基準に定める事項について指導及び助言を行なうものとする。

○　下請中小企業振興法第3条第１項に基づく振興基準（平成30年12月28日経済産業省告示第258号）（抄）

第8 その他下請中小企業の振興のため必要な事項

2）業種特性に応じた取組

（1）　業種に応じて下請取引の実態や取引慣行は異なることから、親事業者及び下請事業者は、公正な取引条件、取引慣行を確立するため、国が策定した業種別の「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」（以下「下請ガイドライン」という。）を遵守するよう努めるものとする。その際、親事業者は、マニュアルや社内ルールを整備することにより、下請ガイドラインに定める内容を自社の調達業務に浸透させるよう努めるものとする。

ガイドライン講習会＆無料法律相談会の開催

○令和２年10月からオンライン形式で、総務省及び弁護士を講師とした**「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」講習会を開催し、同12月までに８回実施。**ガイドライン講習会と連携して弁護士への個別・無料法律相談会も実施。

○講習会後の参加者からの要望を踏まえ、**令和３年２月～３月にかけて、具体的な取引事例に基づく解説を中心とした講習会を開催予定。**

1　開催形式：　Zoomによるオンライン配信（参加費　：講習会参加、個別法律相談の利用ともに無料）

2　講習会開催：

（令和２年）

- **第１回　10月　22日（木）～**
- **第８回　12月　10日（木）**

ガイドラインの改訂背景、意義・目的等　：総務省実務担当者から説明
ガイドラインの関係法令解釈　：弁護士から説明

【予定】

（令和３年）

- **第９回　２月中旬～**
- **第12回　３月中旬**

具体的な取引事例の解説　：弁護士から説明
ガイドライン・フォローアップ調査協力依頼　：総務省実務担当者からお知らせ

3　対 象：　番組製作会社、放送事業者等（放送コンテンツ製作に携わる方であれば誰でも参加可能）

4　申込方法：　講習会及び法律相談をご希望の方は下記URLより登録
https://hosocontents-tekitori.go.jp/

ガイドライン講習会開催結果（令和２年10月～12月の８回分）

○令和２年10月から12月にかけて合計８回オンライン講習会を開催し、放送事業者、製作会社等から**延べ563名の参加登録があった**※。

※このうち、地上波民間放送局からは、79局/127局（62.2%）から参加登録あり。
※１名の参加登録で複数名が聴講するケース（例：社内会議室の大型モニターで聴講）もある。

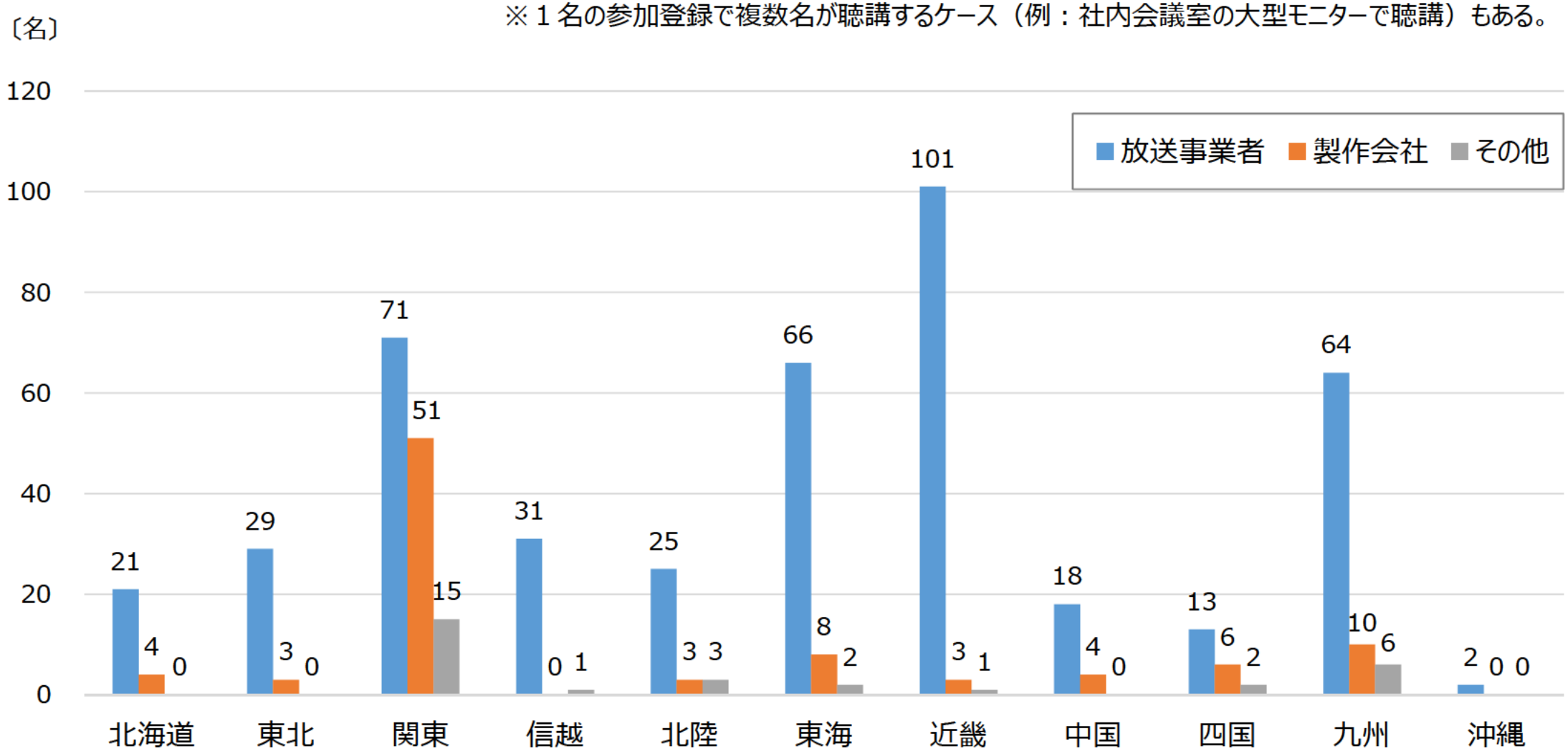

〔総合通信局等管内〕

ガイドライン講習会アンケート結果①（意見･感想（自由記述）及びその対応）

○ 参加者からは、**講習会の継続開催の希望やオンライン形式での開催を評価**するコメントがあった。

○ 他方、**改善すべき点**として、①**具体的な事例を解説すべき**、②ガイドラインの**要約資料を求めるものや、講習会の録画を希望する声**が寄せられている。

＜改善すべき点①（具体的な事例を解説すべき）への対応＞

令和３年２月から３月にかけて、具体的な取引事例の解説を中心とした講習会を４回程度開催すべく調整を進めており、**日程等確定し次第周知予定。**

＜改善すべき点②（要約資料、録画希望）への対応＞

新たな広報ツールとして、

１） 見やすい周知用パンフレット　及び　ガイドラインの要約資料
２） ガイドライン講習用の動画（中小企業庁の協力を得て製作中。YouTubeで配信予定。）

の準備を進めており、**令和３年1月中に公開予定。**（参考資料４参照）

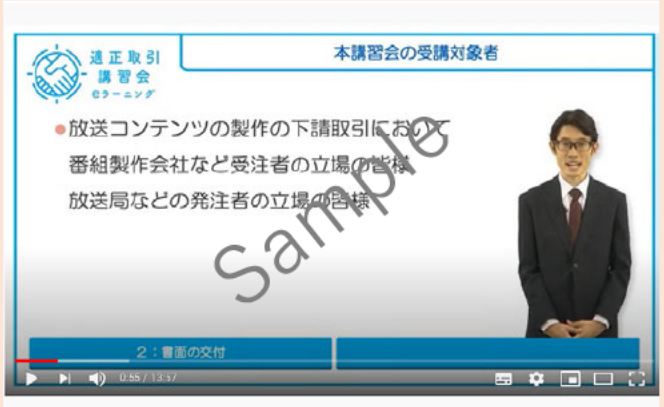

ガイドライン講習会アンケート結果②（令和２年10月～12月の８回分）

○第８回までの講習会参加登録者**延べ563名**中、**211名がアンケートに回答。**

○**約９割の回答者が内容を「理解できた」**と回答。また、**約８割の回答者が内容に「満足」**と回答。

問１　講習会の内容を理解できましたか？

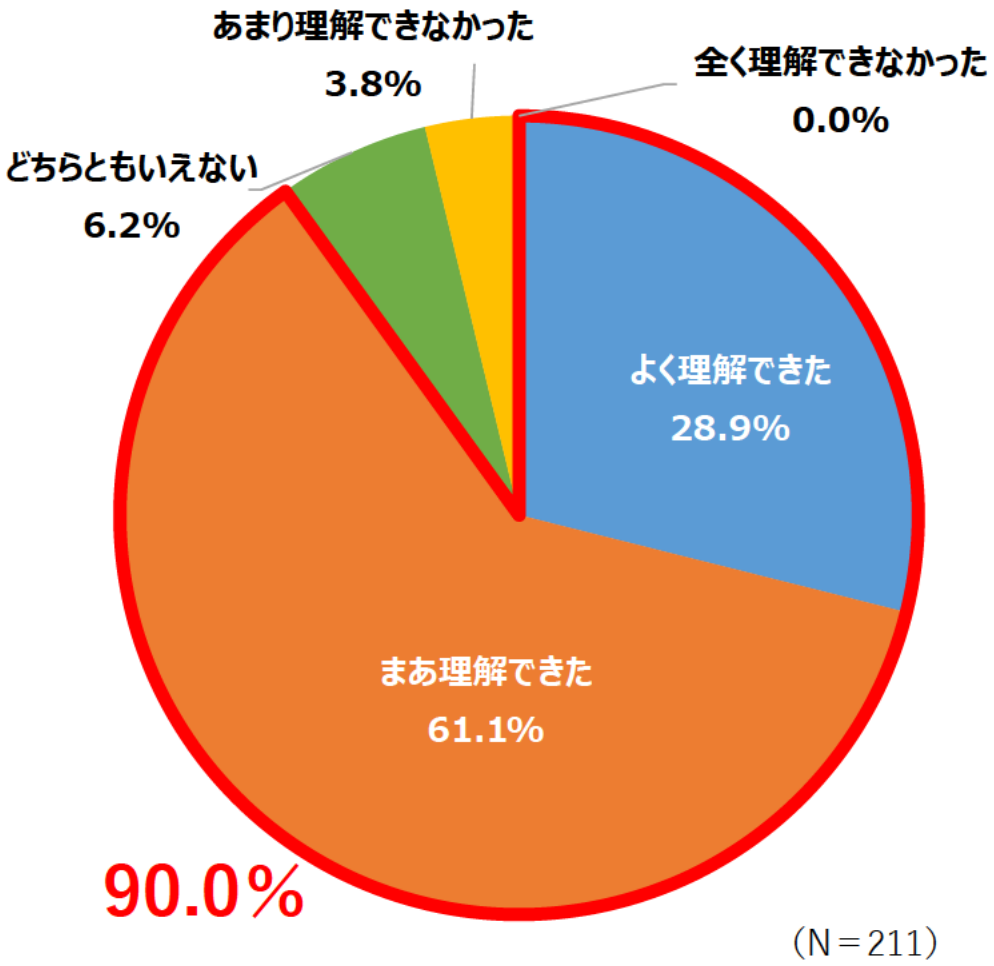

（N＝211）

問２　講習会の内容に満足していますか？

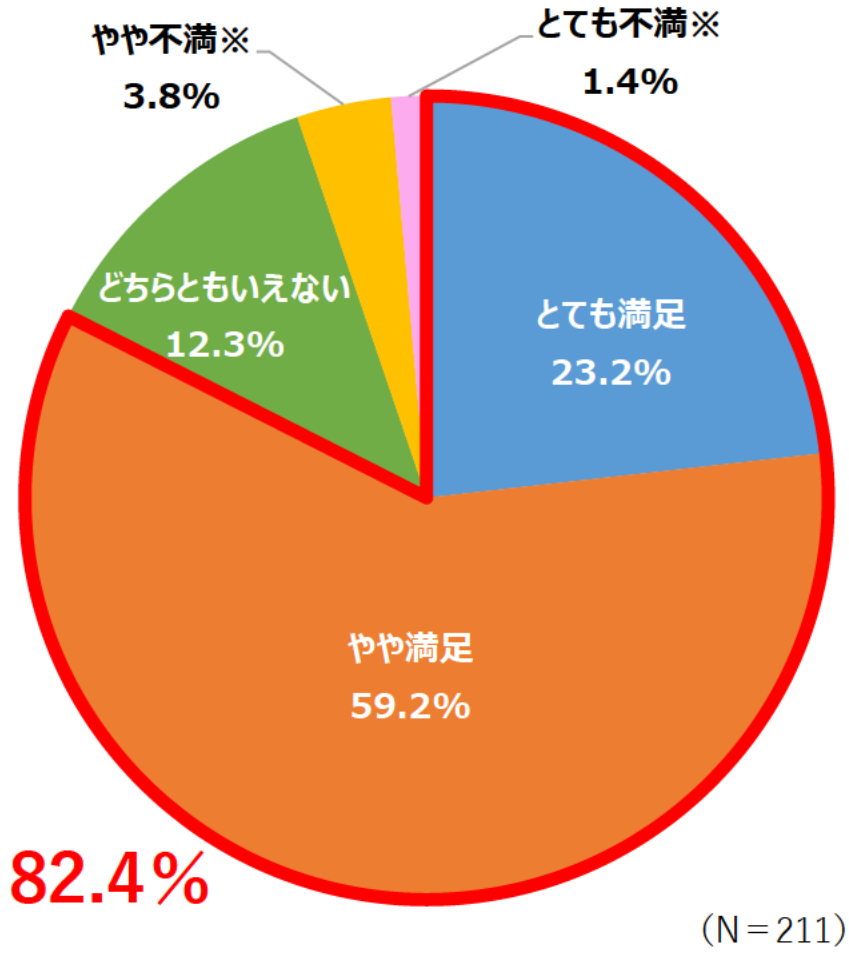

（N＝211）

※「やや不満」及び「とても不満」と回答した者は、音声不調の生じた第1回の参加者が主となっている。

ガイドライン講習会アンケート結果③（令和２年10月～12月の８回分）

○**講習会内容が「難しい」と回答した者（問３：28%）**の内訳は、**これまでガイドラインの周知について直接リーチできていなかった放送局の制作部や製作会社からの参加者が多い。**

問３　内容の難易度はいかがでしたか？

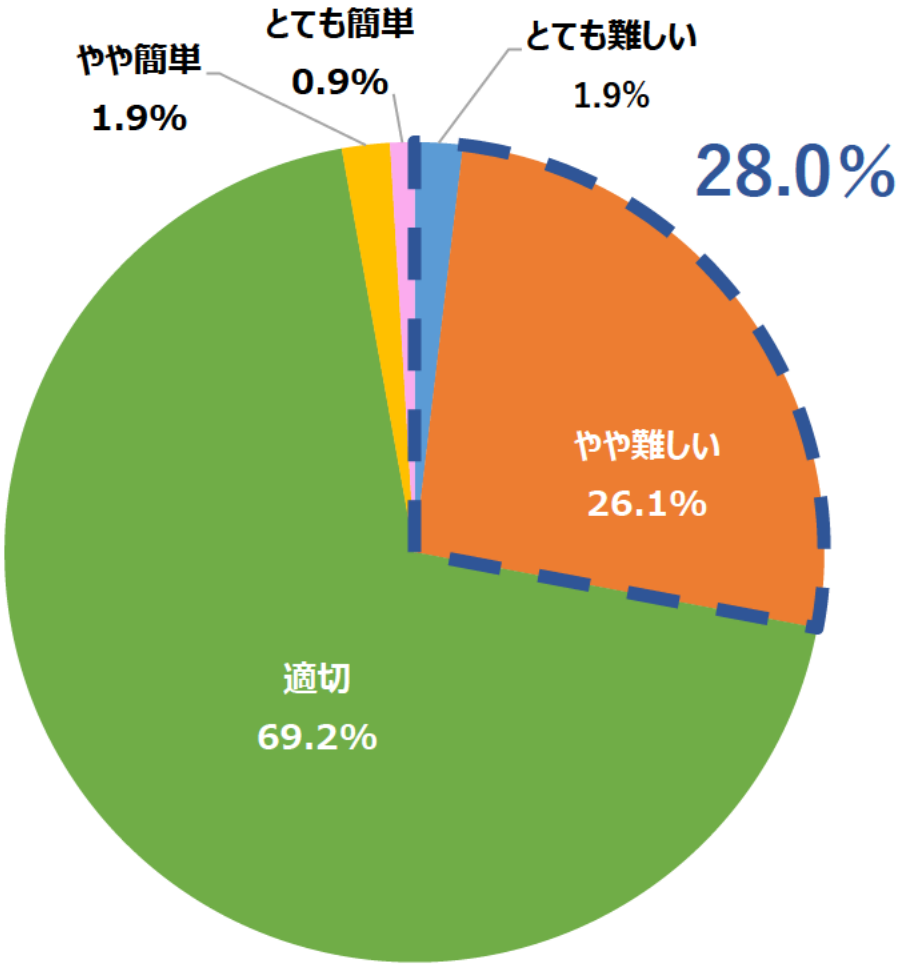

（N＝211）

問４　説明の内容は分かりやすかったでしょうか？

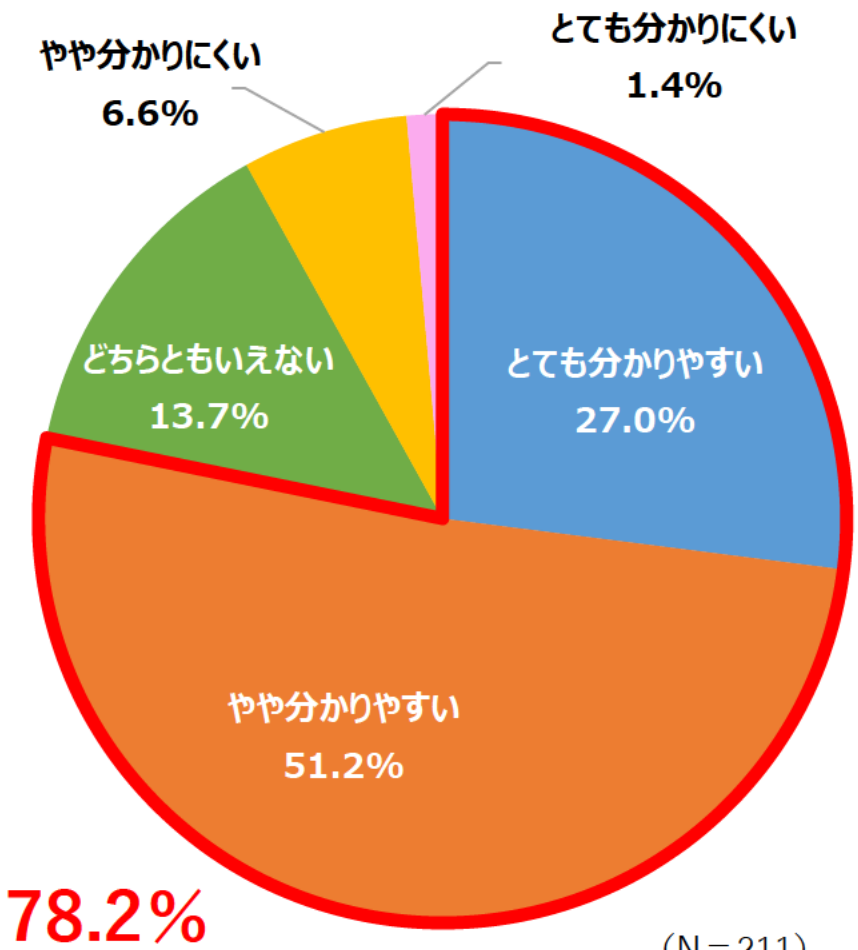

（N＝211）

ガイドライン遵守状況調査及び指導等の方針

改訂ガイドラインを公表後、取引適正化をより一層徹底するため、①遵守状況調査、②遵守徹底を求める指導等の実施を着実に進めている。

1．遵守状況調査

●改訂ガイドラインの遵守状況の把握のため、改訂後速やかに、全国で取引実態ヒアリングを実施中

・**番組製作会社（年度内50社程度）**から、ガイドライン公表後における**取引実態（下請法上の書面交付、著作権の帰属の協議状況等）に関するヒアリング**を実施。

（※**うち13社は、**令和元年度フォローアップ調査の結果、**「著作権の保有を希望したにもかかわらず、事前の協議なく著作権を譲渡した」と回答した番組製作会社**としている）

●上記ヒアリング等を踏まえ、遵守状況調査を実施中

・ヒアリングの結果等を踏まえ、**放送事業者（年度内25社程度）**へ、**ガイドラインの遵守状況調査**を実施

（※状況に応じて、更なる調査を実施）

（参考）令和元年度（令和元年11月～令和2年3月）実績

番組製作会社38社へ取引実態ヒアリング、放送事業者24社へ遵守状況調査を実施し、その結果、不適切な取引が判明した放送事業者に対しては下請中小企業振興法第4条に基づく指導を実施済。

2．遵守徹底を求める指導等

●上記１の結果に基づき、以下の取組を実施

・不適切な実態が確認された**放送事業者等に対して**は、**ガイドライン遵守を求める指導**

・把握内容については本検証・検討会議に報告し、その議論を踏まえ、放送事業者、番組製作会社への**令和２年度フォローアップ調査**（令和3年1月末～2月末実施）**へ反映、 重点課題**（書面の交付、取引価格の決定、取引内容の変更及びやり直し）**の改善状況を可視化**し、改善が見られなければ、関係団体に対して更なるガイドライン遵守徹底を要請。

ガイドライン遵守状況調査等の実施

総務省は、公正取引委員会・中小企業庁と連携の上、ガイドライン遵守状況調査等を実施。調査において発注者側に不適切な実態が確認された場合、関係法令（※）に基づく権限を根拠として、下請中小企業振興法に基づく指導をはじめとする法的措置を実施し、製作取引の透明性向上や更なる適正化を推進。

（※）下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号。以下「下請法」）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」）、下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）

＜実施イメージ＞

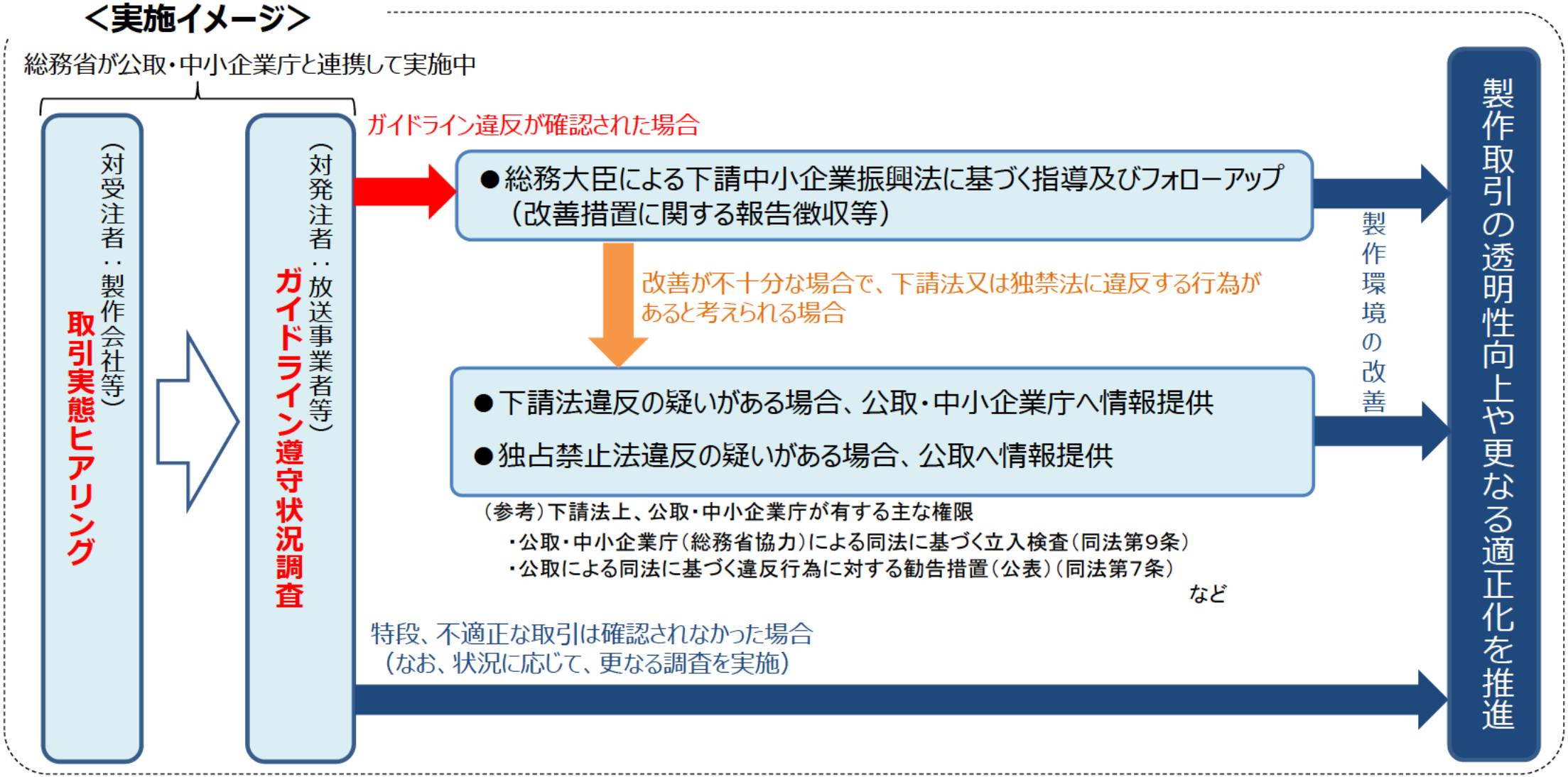

「中堅企業・中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議」について

令和2年12月、「中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議」が改組され、「中堅企業・中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議」が開催された。これに伴い、旧関係省庁連絡会議の下に組織されていた、「下請等中小企業の取引条件改善に関するWG」を引き継ぐ形で、「中小企業等の活力向上に関するWG」が開催されることとなった。

中堅企業・中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議

議長：　内閣官房副長官（参）
議長代理：厚生労働大臣の指名する厚生労働副大臣
　経済産業大臣の指名する経済産業副大臣
副議長：　内閣官房副長官補（内政担当）
　内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局
　地方創生総括官
主 査：　公正取引委員会事務総長
　経済産業省地域経済産業グループ長
　中小企業庁長官

構成員：内閣官房内閣審議官
　（内閣官房副長官補（内政担当）付）
　内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室長代理
　内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局
　地方創生総括官補
　警察庁生活安全局長
　金融庁監督局長
　総務省大臣官房総括審議官
　出入国在留管理庁次長
　外務省経済局長
　外務省国際協力局長
　国税庁次長
　文部科学省大臣官房総括審議官
　厚生労働省政策統括官（総合政策担当）
　農林水産省食料産業局長
　国土交通省総合政策局長
　環境省環境再生・資源循環局長

中小企業等の活力向上に関するWG（WG①）

座 長：内閣官房副長官補（内政担当）
主 査：厚生労働省政策統括官（総合政策担当）
　中小企業庁長官
構成員：内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補（内政担当）付）
　内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室長代理
　内閣官房まち・ひと・しごと・創生本部事務局地方創生総括官補
　公正取引委員会事務総局経済取引局長
　警察庁生活安全局長
　金融庁監督局長
　総務省大臣官房総括審議官
　総務省情報流通行政局長
　出入国在留管理庁次長
　国税庁次長
　文部科学省総合教育政策局長
　厚生労働省労働基準局長
　農林水産省食料産業局長
　経済産業省経済産業政策局長
　国土交通省総合政策局長
　環境省環境再生・資源循環局長

中堅企業等の成長促進に関するWG（WG②）

放送コンテンツの適正な製作取引の推進に関する取組状況

（放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン（第７版）公表（令和２年９月）以降）

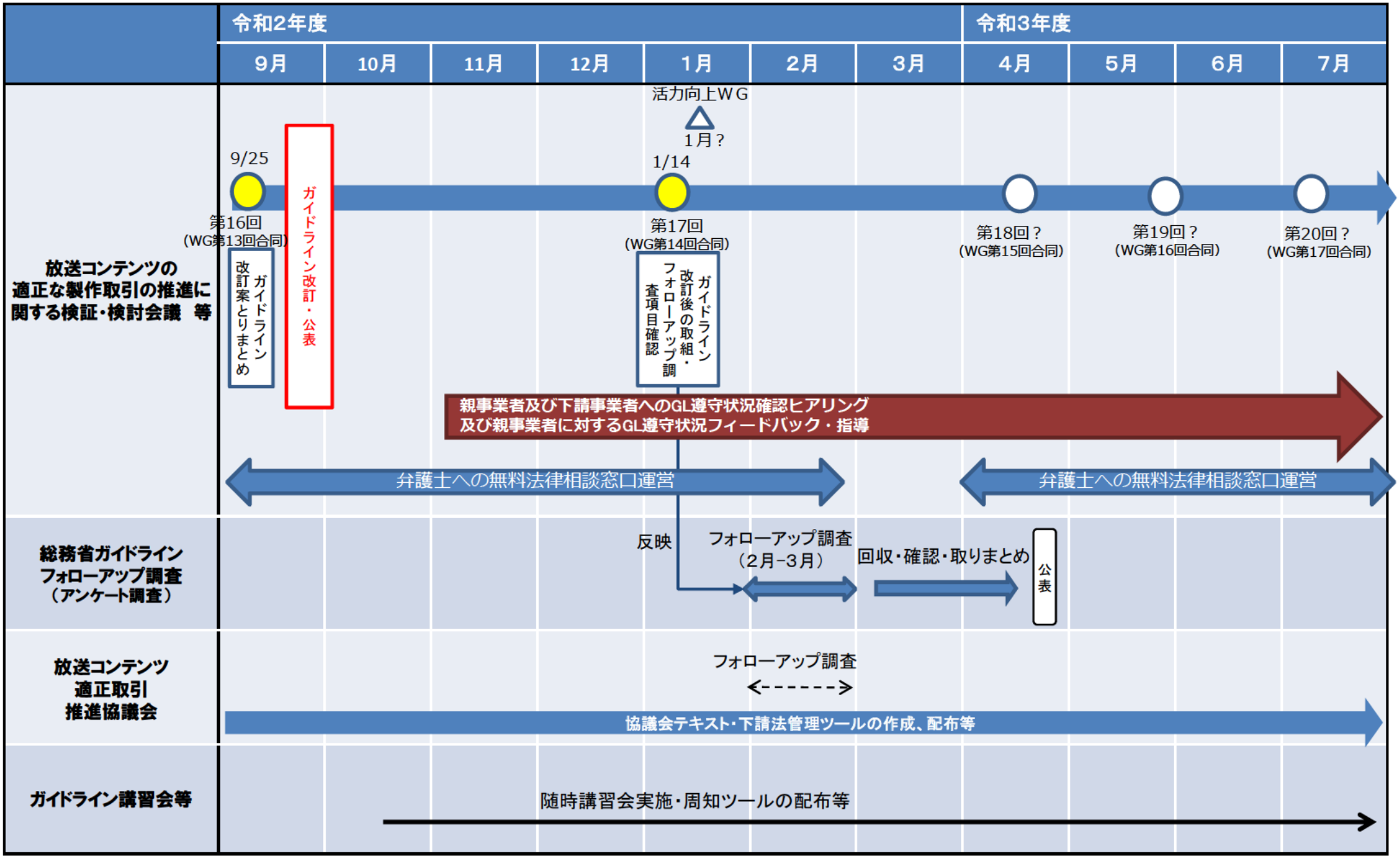

※令和３年１月以降は、令和２年12月末時点の予定を記載